

長生村公共工事に要する経費の前金払取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、村が発注する公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共工事をいう。）の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条の規定による前金払及び中間前金払の取扱いについて、長生村財務規則（昭和59年長生村規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の支払基準等)

第2条 公共工事の費用（以下「工事費」という。）の前金払は、次の表の左欄に掲げる工事、設計又は調査及び測量（以下「工事等」という。）について行うものとし、前払金の割合及び充当することができる経費は、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

工事費	割合	充当経費
(工事) 1件の請負代金額が100万円以上の土木建築に関する工事	請負代金の4割以内	当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費
(設計又は調査) 1件の請負代金額が100万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査	請負代金の3割以内	当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費
(測量) 1件の請負代金額が100万円以上の測量。	請負代金の3割以内	当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費

2 中間前金払は、前項の規定による前払金の支払を受けた土木建築に関する工事で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 工期が2分の1を経過していること。
 - (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費(以下「進捗額」という。)が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 3 村は、前項に規定する中間前金払については、第1項に規定する工事の経費について請負代金額の10分の2に相当する額の範囲内で中間前金払をすることができる。ただし、前金払及び中間前金払をする前金払の合計額は、請負代金額の10分の6を超えることができない。

(保証証書の寄託)

第3条 村は、前金払又は中間前金払をしようとするときは、相手方をして、法第2条第4項に規定する保証事業会社との工事等の完成時期を保証期限とした、同条第5項に規定する保証契約に係る保証証書を寄託させなければならない。

(前金払の申請等)

第4条 前金払を受けようとする者は、会計年度ごとに前払金申請書(別記第1号様式)を村長に提出しなければならない。前金払の請求は、前条の保証証書に記載されている保証金額のとおり行うものとする。

- 2 受注者は、前項の規定により前金払の請求をするときは、前条の保証証書を提出しなければならない。
- 3 村長は、第1項の規定による申請を受けたときは、当該申請書類の内容を審査の上、前払金を支払うものとする。
- 4 会計年度が2か年以上にわたる事業(以下「継続事業」という。)については、前会計年度末までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の請求をすることができない。

(工事等の内容の変更に伴う前払金の増減)

第5条 村は、工事等の内容の変更その他の理由により、著しく請負代金を増額した場合は、増額後の請負代金額に第2条第1項に規定する割合を乗じて得た額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内で、前払金額を増額することができる。

- 2 村は、工事等の内容の変更その他の理由により、請負代金額を減額した場合において、支払済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5(設計又は調査若しくは測量にあっては、10分の3)を超えるときは、当該超過額を返還させるものとする。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還

させることが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、この限りでない。

(保証契約の変更)

第6条 村は、前条第1項の規定により支払済みの前払金に追加して更に前払金をしようとするときは、相手方をして、変更後の保証契約に係る保証証書を寄託させなければならない。

2 継続事業については、前会計年度末における出来高額が、前会計年度末までの出来高予定額に達するまで前金払の保証期限を延長しなければならない。

(中間前金払と部分払の選択)

第7条 中間前金払及び部分払の対象となる工事の受注者は、同一の工事において中間前金払と部分払のいずれか一方を選択し、請求することができる。

2 中間前金払が行われた工事については、部分払は行わないものとする。ただし、継続事業に基づく契約における各年度末の出来高に対する部分払については、中間前金払が行われた工事についても行うことができるものとする。

(中間前金払の認定)

第8条 受注者は、中間前金払を受けようとするときは、中間前金払認定申請書(別記第2号様式)に工事履行報告書(別記第3号様式)、工程表その他村長が必要と認める書類(以下「認定資料」という。)を添えて村長に提出しなければならない。

2 村長は、受注者から中間前金払認定申請書が提出されたときは、第2条第2項各号に掲げる要件の全てに該当するものであるかどうかを認定するものとする。

3 村長は、前項の認定に当たり進捗額について認定しようとするときは、認定資料により行うこととする。この場合において、工事現場等に搬入された検査済の材料等があるときは、その額を認定資料の出来高に加算し、進捗額として認定することができる。

4 村長は、前2項の規定による認定の結果、妥当と認めるときは、中間前金払認定通知書(別記第4号様式)を2部作成し、1部を受注者に交付し、1部を自ら保管するものとする。

(中間前金払の申請等)

第9条 前条第4項の規定により中間前金払認定通知書の交付を受けた者が、中間前払金を請求するときは、中間前払金申請書(別記第5号様式)を村長に提出しなければならない。中間前払金の請求は、第3条の保証証書に記載されている保証金額の範囲内において行うものとする。

2 受注者は、前項の規定により中間前払金の請求をする場合は、第3条の保証書を提出しなければならない。

3 村長は、第1項の規定による申請を受けたときは、当該申請書類の内容を審査の上、中間前払金を支払うものとする。

(工事等の内容の変更に伴う中間前払金の増減)

第10条 前条第3項の規定により中間前払金の支払を受けた者は、当該中間前払金に係る契約に変更があったことに伴い、設計変更により当初の請負代金額に著しい増額が生じたときは、当該増額後の請負代金額について、第2条の規定により計算した中間前払金の額から当該会計年度において既に支払を受けた中間前払金の額を差し引いた額の中間前払金を追加して請求することができる。この場合において、追加払の申請等については、同条第3項、第3条、第8条及び前条の規定を準用する。

2 前条第3項の規定により中間前払金の支払を受けた者は、当該中間前払金に係る契約に変更があったことに伴い、設計変更により当初の請負代金額又は出来高予定額に著しい減額が生じたときは、当該会計年度において既に支払を受けた前払金及び中間前払金の合計額が当該減額後の請負代金額の10分の6を超えるときは、当該超過額を返還させるものとする。

(部分払)

第11条 前金払をした工事等について部分払をする場合の金額は、次の式により算出した額とする。この場合において、請負代金相当額とは、請負代金額を設計金額で除し、その額に設計金額に基づき算出した出来高を乗じて得た額をいう。

請負代金相当額×(9/10-前払金額/請負代金額)

2 前項の部分払は、当該工事等の既成部分が全工事等の10分の5以上あるものについて行うものとする。

(債務負担行為に基づく契約における前金払及び中間前金払)

第12条 債務負担行為に基づく契約における前金払及び中間前金払は、第2条の規定にかかわらず、各会計年度の出来高予定額(前会計年度における工事の出来高部分に相応する請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、前会計年度の出来高予定額を超えた額を控除した額。以下同じ。)に対して行うものとする。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条 第1項	請負代金の4割以内	各会計年度の出来高予定額の4割以内
	請負代金の3割以内	各会計年度の出来高予定額の3割以内
第2条 第2項	工期の2分の1	当該会計年度の工事実施期間の2分の1
	請負代金の額の2分の1	当該会計年度の出来高予定額の2分の1
第3条	工事等の完成時期	工事等の完成時期（最終会計年度以外の会計年度にあつては、当該会計年度の末日）
第5条	請負代金額	各会計年度の出来高予定額
第11条 第1項	次の式	次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める式
	請負代金相当額×(9/10 - 前払金額/請負代金額)	(1) 前払金の支払を受けている場合 請負代金相当額×9/10 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) - {請負代金相当額 - (前年度までの出来高予定額 + 出来高超過額)} × 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度出来高予定額 (2) 前払金及び中間前払金の支払を受けている場合 請負代金相当額×9/10 - 前会計年度までの支払金額 - (請負代金相当額 - 前年度までの出来高予定額) × (当該会計年度前払金額 + 当該会計年度の中間前払金) / 当該会計年度出来高予定額
第11条 第2項	当該工事等の既成部分	当該工事等の当該会計年度の出来高の請負代金相当額
	全工事等	当該会計年度の出来高予定額

(義務違反等による前払金の返還)

第13条 村長は、前金払又は中間前金払を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、前払金又は中間前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 前払金又は中間前払金を当該工事等以外の目的に使用したとき。
- (2) 当該工事等の契約が解除されたとき。
- (3) 契約義務を履行しないとき。

2 村長は、前項の規定により前払金又は中間前払金の返還を請求した場合において、当該請求を受けた者が返還期限までにこれを返還しないときは、返還期限の翌日から起算して前払金又は中間前払金を返還する日までの日数に応じ、未返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延損害金を納付させるものとする。

（端数計算）

第14条 この要領に基づき前金払又は中間前金払をする場合における前払金又は中間前払金の金額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 この要領に基づき部分払をする場合における部分払の金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。